

北九州広域都市計画地区計画の変更(北九州市決定)

都市計画津田二丁目地区地区計画を次のように変更する。

名称		津田二丁目地区地区計画	
位置		北九州市小倉南区津田二丁目及び津田三丁目地内	
面積		約3.3ha	
地区計画の目標		<p>当地区は、本市の都心小倉地区の南東約7.5kmに位置し、地区の北側には都市計画道路5号線、北西約1kmには九州自動車道小倉東インターチェンジが整備され、交通至便な郊外の住宅適地である。</p> <p>当地区では、土地区画整理事業の施行による住宅市街地の整備が計画されていることから、適正な誘導及び制限を行い、低層住宅地にふさわしい良好な居住環境の形成と保全を図ることを目標とする。</p>	
区域の整備・開発及び保全の方針	土地利用の方針	良質で低層・低密な戸建住宅地としての土地利用を図るため、過小宅地の防止に努める。	
	地区施設の整備の方針	既存道路との接続を考慮した区画道路を機能的に配置することにより、交通の利便性を確保する。	
	建築物等の整備の方針	周辺環境との調和を図りつつ、戸建住宅地として良好な居住環境を形成するため、建築物の用途、敷地規模、壁面の位置等必要な制限を行う。	
地区整備計画	地区施設の配置及び規模	道路	幅員 8m 延長 約390m
			幅員 6m 延長 約620m
			幅員 5m 延長 約 50m
	公園	約1,370㎡	
	建築物等の用途の制限	<p>建築できる建築物は、次に掲げるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 住宅(住戸の数が3以上の長屋を除く。) 2 2住戸の共同住宅 3 住宅で、次に掲げる用途を兼ねるもの <ol style="list-style-type: none"> (1) 事務所 (2) 日用品の販売を主たる目的とする店舗 (3) 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの 4 集会所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物 5 前各号の建築物に付属する自動車車庫又は物置 	
建築物の敷地面積の最低限度	200㎡		
壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は、1.5m以上とする。ただし、自動車車庫を除く。		
垣又はさくの構造の制限	<p>道路に面する側に設ける場合は、次に掲げるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 生垣 2 高さ60cm以下の基礎の上に透視可能なネットフェンス等を設けたもの 		

「区域及び壁面の位置の制限は計画図表示のとおり」

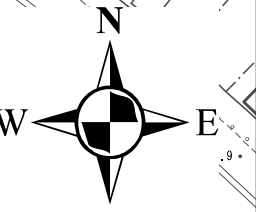
理由

都市計画区域の変更に伴い、「北九州都市計画」を「北九州広域都市計画」に変更するものである。

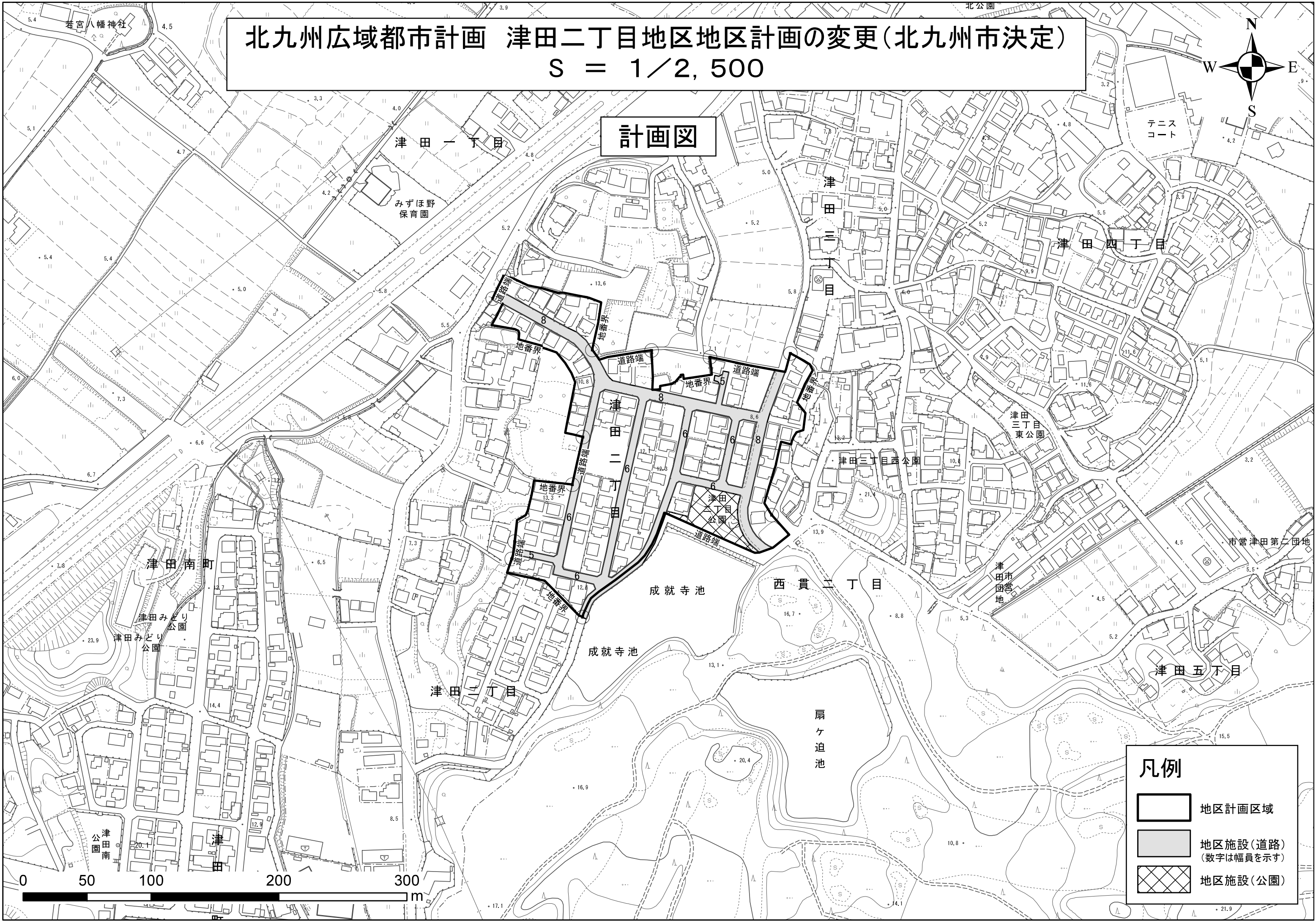
当初：平成4年12月11日告示 第442号 変更(最終)：平成29年1月24日告示 第29-2号

北九州広域都市計画 津田二丁目地区地区計画の変更(北九州市決定)




S = 1/2,500



計画図



凡例

-  地区計画区域
-  地区施設(道路)
(数字は幅員を示す)
-  地区施設(公園)